



令和 5 年 5 月 8 日

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

担当：藤井・矢野

電話：972-3121

## 名古屋市交通死亡事故多発警報の発令について

名古屋市では、交通死亡事故が多発しており、5月2日（火）現在において、「名古屋市交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱」第2条に定める発令基準に該当しましたので、同要綱に基づき、下記のとおり名古屋市交通死亡事故多発警報を発令します。

### 記

#### 1 発令種別

名古屋市交通死亡事故多発警報

#### 2 発令日

令和 5 年 5 月 8 日（月）

#### 3 発令期間（活動期間）

令和 5 年 5 月 15 日（月）まで

#### 4 発令者

名古屋市長

#### 5 該当した発令基準

要綱第 2 条 別表 種別「警報」

「10 日以内に交通事故死者数が 3 人以上となったとき」に該当

#### 6 発令に伴う推進事項

第 3 条「非常事態宣言等発令に伴う交通事故防止対策の推進」に定める事項を実施する。

- (1) 緊急街頭啓発活動
- (2) 警報発令の周知徹底を図るための各種情報板の掲出
- (3) 広報車等による街頭広報
- (4) 新聞報道などあらゆる広報媒体を利用した広報啓発活動

#### 警報発令に伴う緊急街頭啓発活動等

場所	日時	活動内容
市役所交差点	5月9日（火） 12時10分頃	市長、市職員及び警察官によりハンドプレートによるドライバーへの啓発活動を実施
西区役所	5月9日（火） 9時30分頃	市職員及び警察官により来庁者に対する啓発活動を実施
北区役所	5月11日（木） 12時40分頃	区役所前 41 号線で市職員及び警察官によりハンドプレートによるドライバーへの啓発活動を実施